

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第22条 略 (契約の不締結) 第22条の2 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。 2 契約担任者は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、その旨を通知しなければならない。 3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の一般競争入札に付するものとする。 第23条～第26条 略 (入札結果一覧表等の公表) 第27条 略 2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。ただし、第22条の2第1項の規定により契約を締結しない場合は、同条第2項の規定による通知をした日の翌日から1年を経過した日までとする。 第28条以下 略 附 則 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。(平成25年5月21日 長崎県告示第569号)	第1条～第22条 略 第23条～第26条 略 (入札結果一覧表等の公表) 第27条 略 2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。 第28条以下 略